

平成 30 年 2 月 15 日
気 象 庁

東南アジア域における空域気象情報に関する 国際協力枠組みの発足について

東南アジア域における航空機の安全運航に資するため、気象庁は、空域気象情報（シグメット情報）に関する東南アジア 5 か国との国際協力枠組みを 3 月に発足させ、4 月から運用を開始します。

近年、世界的な航空交通量の増加を背景に、航空機の安全運航に必要な空域気象情報（シグメット情報）の高度化が強く求められるようになっていきます。特に東南アジア方面へは我が国からも多くの国際便が就航していることから、航空会社や航空管制機関等のユーザーの協力も得て、平成 27 年度より、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイ及びベトナムの航空気象関係機関とともに、より良いシグメット情報の作成に向けた検討を共同で進めてきました。

この枠組みの有効性が確認できたことから、平成 30 年 3 月 6 日に東京において開催する長官級会合にて標記の国際協力枠組みを正式に発足させ、同年 4 月、同枠組みによるシグメット情報の運用を開始することとしました。

これにより、東南アジアにおけるシグメット情報のより適時的確な発表が実現し、東南アジア路線の航空機運航の安全性はもちろん、経済性、定時性、快適性等の向上につながると期待されます。

気象庁では今後も、本枠組みにおいてシグメット情報作成のための支援情報・ツールを提供し、継続的な技術支援を行う等、引き続き関係機関と協力して、より良い空域気象サービスの提供を目指します。

【東南アジア 5 か国の航空気象関係機関】

ラオス気象水文局、ミャンマー気象水文局、フィリピン大気地球物理天文庁、タイ気象局 及び ベトナム航空交通管理公社

問合せ先：総務部 航空気象管理官 担当 龍崎・安井

電話 03-3212-8341（内線 2298・2285） FAX 03-3212-8968

東南アジア5か国との「空域気象情報に関する国際協力枠組み」について

別紙

【本枠組みの背景と発足】

- ➔ 国際民間航空機関（ICAO）は、航空機運航の安全に影響を及ぼす航空路上の特定の気象現象等（雷電や乱気流、台風、火山灰など）について、飛行情報区（FIR）ごとに予め指定された機関が空域気象情報（SIGMET）を発表することを義務付けている。
- ➔ 隣接するFIRを担当する各機関は、対象現象が両FIRにわたって発現している等の場合、相互に調整し、適切かつ整合した情報を発表することが求められている。
- ➔ 6か国（日本、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイ及びベトナム）の航空気象関係機関で空域気象情報に関する国際協力枠組みを発足させることとした。



【本枠組みにおける気象庁の貢献】

- ✓ SIGMET作成のための支援情報・ツールを提供
 - SIGMET作成の参考となる情報（気象衛星ひまわり8号の画像や衛星・数値予報プロダクト等）の提供
 - ICAOの規定に則ったフォーマットのSIGMETを容易に作成できるツールの提供
 - 隣接FIR担当機関との調整のためのチャット機能
- ✓ 継続的な技術支援
 - SIGMET作成に必要な知識及び解析・予報技術等に関する研修の実施



【運用化によるメリット】

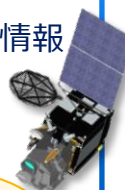
- 東南アジアの空域気象情報の発表及びその内容と整合性の向上
- ⇒ 例えば、毎月約5千便の航空交通量のある日本-フィリピン間の気象情報が整合することにより、両国間の航空交通流調整が円滑になる

実証評価段階における成果の例

雷電SIGMETの発表開始
(フィリピン)

SIGMET情報発表に係る技術の向上
(ラオス・ミャンマー)

ひまわりデータの
利活用推進



- 東南アジア路線の安全性・経済性・定時性・快適性の向上
- 東南アジア方面との旅客往来の増加
- 対象国との二国間・多国間関係の強化